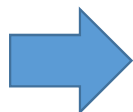


「犯罪被害者等支援に関する認知度調査」について

〈認知度調査アンケートの必要性〉

子供たちにも、条例という県の決まり事や、被害に遭った際の対処方法、相談窓口があることを知っていただきたいと考え、広報啓発を兼ねた認知度調査を昨年度から実施しております。

支援窓口の
認知度が低い



支援が
受けられない

〈いばらき被害者支援センターってどんなところ？〉

いばらき被害者支援センターは、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体です。

具体的には、次のような支援を行っています。

- 犯罪被害に関するお悩みについて、電話や面接で相談を受け付けています。
- 心のケアのためのカウンセリングを行います。
- 一人では相談できない。対応がづらい。どうすればよいかわからない方へ警察、検察、裁判所、病院への付き添い支援を行い、状況に応じて、手続きの申請のお手伝いします。
- 被害者支援に詳しい弁護士の紹介を行います。

【令和6年度の認知度調査結果（相談窓口と条例の認知度）】

事項	小学5・6年生	中学生	高校生	教職員	保護者
いばらき被害者支援センター	16.5%	10.9%	18.4%	28.0%	12.2%
#8103(シャープハートさん)	16.4%	11.9%	11.2%	22.1%	9.9%
#8891(はやくワンストップ)	15.3%	14.0%	11.6%	19.8%	9.4%
茨城県犯罪被害者等支援条例		11.9%	11.8%	23.5%	7.8%
茨城県性暴力の根絶を目指す条例		9.1%	10.3%	31.4%	6.3%

【令和6年度の認知度調査結果（回答率）】

事項	小学5・6年生	中学生	高校生	教職員	保護者
対象者	約47,000人	約74,000人	約70,000人	約16,000人	約191,000人
回答数	9,377人	6,512人	4,297人	2,628人	14,055人
回答率	20%	8.8%	6.1%	16.4%	7.4%
(参考) R5回答数	10,226人	10,941人	5,900人	—	—

※教職員及び保護者は、令和5年度属性別に実施しておらずそれぞれの数値を算出できない為「—」と示す

※上半期の調査結果は、相談窓口等の認知度が低く、回答数は昨年度より約7,000件減少する結果となったことから、下半期に再周知を兼ねた調査を再度依頼させていただきます。